

## (仮称) 小坪 2 丁目公園有料駐車場整備工事公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

(仮称) 小坪 2 丁目公園に設置される有料駐車場について、利用の適正化、維持管理の効率化及び市有財産の有効活用を図るため、民間事業者の専門的な技術・手法・経験を活用した駐車場整備工事を行うことを目的に、事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

### 2 工事の概要

#### (1) 工事名

(仮称) 小坪 2 丁目公園有料駐車場整備工事

#### (2) 工事内容及び条件等

別添「(仮称) 小坪 2 丁目公園有料駐車場整備工事仕様書」のとおり

#### (3) 工事場所

神奈川県逗子市小坪 2 丁目 1042-1 内 (3 か所)

#### (4) 工事期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 18 日まで (予定工期：約 3 か月)

ただし、別発注工事 (公園整備、危険木伐採) の進捗状況により、協議の上、工期を延長することがある。

#### (5) 提案上限額

12,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

なお、提案上限額を超える提案は失格とする。

### 3 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、契約締結までの間に資格要件のいずれかに該当しないことが判明した場合には、失格とする。

- (1) 逗子市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置基準に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 本工事に関する仕様書の内容を適切かつ確実に履行できる事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- (4) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (5) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続

開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号）第 2 条各号（第 4 号を除く。）に規定する暴力団等でないこと。
- (9) 法人又はその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 過去 3 年以内に、国、地方公共団体等が発注した有料駐車場設備又は駐車場管制機器の設置に係る工事实績を有すること。

#### 4 スケジュール

選定に係るスケジュールは次のとおりとする。

| 項目                | 日程                             |
|-------------------|--------------------------------|
| 募集要項等の公表          | 令和 8 年 9 月 9 日（水）              |
| 質問受付期限            | 令和 8 年 9 月 16 日（水）午後 5 時まで（必着） |
| 質問に対する回答期限        | 令和 8 年 9 月 24 日（木）             |
| 参加申込書及び企画提案書等提出期限 | 令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 5 時まで（必着） |
| 参加資格確認結果の通知       | 令和 8 年 10 月上旬                  |
| プレゼンテーション審査       | 令和 8 年 10 月上旬                  |
| 審査結果の通知           | 令和 8 年 10 月中旬                  |
| 契約締結              | 令和 8 年 10 月下旬                  |

#### 5 質問

- (1) 質問事項があれば質問書（様式 1）により、令和 8 年 9 月 16 日（水）午後 5 時までに電子メールにて提出すること。

提出先メールアドレス [ryokusei@city.zushi.lg.jp](mailto:ryokusei@city.zushi.lg.jp)

メールの件名は「小坪 2 丁目駐車場プロポ質問」としてください。

- (2) 質問内容及び回答は、令和 8 年 9 月 24 日（木）までに、市ホームページに掲載する。

## 6 提出書類

### (1) 提出書類

- 参加申込書（様式2）
- 誓約書（様式3）
- 会社概要書（様式4）
- 工事实績調書（様式5）
- 工事実施体制調書（様式6）
- 企画提案書
- 見積書（様式7）
- 見積内訳書

### (2) 提出期限

令和8年9月30日（水）午後5時まで（必着）

### (3) 提出先

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16

逗子市環境都市部緑政課

### (4) 提出方法

上記提出先に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

### (5) 提出部数

各6部

### (6) 参加資格の確認

提出された書類に基づき参加資格を事務局において確認し、確認結果及びプレゼンテーション審査の案内を通知する。参加資格を満たさない者の企画提案は、審査対象外とする。

## 7 企画提案書の作成要領

### (1) 内容（項目）

企画提案書は、本実施要領及び仕様書を確認のうえ、作成すること。

### (2) 企画提案書の書式等

ア 表紙に「企画提案書」と「商号又は名称」を記載すること。

イ A4判縦用紙、横書き両面、左綴じ印刷、文字サイズ 10.5 ポイント以上とする。

ただし、図表等の表現上、必要がある場合はこの限りでない。

ウ 使用言語は日本語とする。

エ 企画提案書本文の用紙枚数は、表紙、目次、索引を除き 30 ページ以内とする。

オ 1 部毎にファイリング又はホチキス留めをすること。

### (3) 留意事項

- ア 企画提案書の作成により生じた諸費用について、本市は一切負担しない。
- イ 提出物は、一切返却しない。
- ウ 企画提案書提出後の提案書等の加除、差し替えは不可とする。
- エ 企画提案書に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本事業において公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提案物の全部又は一部を使用できるものとする。
- オ 提案書等は、逗子市情報公開条例（平成 13 年逗子市条例第 3 号）の対象となるため、情報公開請求により公開される場合がある。そのため、企業秘密など公開されることにより貴社が不利益を被るおそれのある情報が含まれないように注意すること。
- カ 提案内容の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任については提案者が負うものとする。
- キ プレゼンテーション及びヒアリングは実施する。詳細は別途通知する。
- ク 本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない（公開されている情報を除く）。
- ケ 提案は、1 者につき 1 提案とする。

## 8 見積書の作成要領

提案金額は、本工事の履行に必要となる一切の費用を含むものとし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書（様式 6）に記載すること。

## 9 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 企画提案書等を提出し、参加資格を満たす者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- (2) 実施日時及び場所は、対象者に「参加資格確認結果の通知」に記載する。
- (3) 出席者は 3 名以内とする。
- (4) プレゼンテーションは 15 分以内、ヒアリングは 10 分程度とする。
- (5) プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき行うものとし、新たな提案又は提出済みの提案内容の変更は認めない。

## 10 失格事項

次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しない場合
- (2) 提出期限までに必要な書類を提出しなかった場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案上限額を超える見積を提出した場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 選考委員その他本プロポーザルの関係者に対し、不正な接触を行った場合
- (7) その他本実施要領に違反した場合

## 11 審査方法

提出された書類一式を評価項目に従い、以下に定める方法により審査する。

- (1) 参加者が提出した全ての書類の内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容により採点、審査、評価を行い、その合計点の最も高い者を契約候補者として選定する。  
また、合計点が2番目に高い者を次点とする。
- (2) 配点は1人100点満点とし、評価項目及び配点は次のとおりとする。

| NO | 評価項目           | 配点  |
|----|----------------|-----|
| 1  | 事業者の実績及び実施体制   | 35点 |
| 2  | 駐車場の機器構成及び設備仕様 | 20点 |
| 3  | 保証等の対応         | 5点  |
| 4  | 将来の維持管理性       | 35点 |
| 5  | 提案価格           | 5点  |

- (3) 採点は、次のとおりとする。

| 採点 | 評価内容        |
|----|-------------|
| 5点 | 特に優れた提案     |
| 4点 | 優れた提案       |
| 3点 | 標準的な提案      |
| 2点 | 標準より劣る提案    |
| 1点 | 標準より著しく劣る提案 |

- (4) 評価点は、採点×評価項目の配点/5を当該評価項目の点数とし、その総和をもって算出する。

【算出例】配点 35 点の項目において採点が 4 点の場合  $4 \times 35 / 5 = 28$  点

(5) 最高合計評価点獲得者が 2 人以上となった場合は、次の項目の順位に従い選定する。

- ① 評価項目のうち「事業者の実績及び実施体制」の得点が高い者
- ② 評価項目のうち「将来の維持管理性」の得点が高い者
- ③ 評価項目のうち「駐車場の機器構成及び設備仕様」の得点が高い者

(6) 選考結果は、全ての参加者へ電子メールで通知し、ホームページで公表する。ただし、選考結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。

## 12 契約

(1) 選考された契約候補者は、詳細の工事内容（仕様・価格等）について本市と協議を行った後、契約を締結する。

(2) 契約候補者が辞退等により契約締結ができない場合は、次点の者を契約候補者とする。

## 13 事務局

逗子市環境都市部緑政課

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5-2-16

電話 046-873-1111（内線 466、467） 046-872-8125（直通）

FAX 046-873-4520

E-mail [ryokusei@city.zushi.lg.jp](mailto:ryokusei@city.zushi.lg.jp)